○関東地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十六日　関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
横浜市栄区田谷町字相ノ田谷一七〇五番一から同市栄区田谷町字堀ノ内一八三三番まで	前	四八・五八～六〇・八八メートル　〇・〇九七キロメートル
	後	五四・〇三～七六・〇七メートル　〇・〇九七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○四国地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十六日　四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	観音寺市大野原町大野原字林東三八五四番一から同市大野原町大野原字林東三八五八番二まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月二十六日

○四国地方整備局告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十六日　四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　十一号　観音寺市大野原町大野原字林東三八五四番一から同市大野原町大野原字林東三八五八番二まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月二十六日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

国会事項

衆議院

選出通知

一月二十四日本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員

平口　洋

葉梨　康弘

階　猛

同予備委員

古賀　篤（**葉**梨康弘の予備委員）

若狭　勝（古川禎久の予備委員）

柚木　道義（階猛の予備委員）

なお、予備委員宮路拓馬は平口洋の予備委員とした旨内閣に通知した。

質問書提出

一月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公務執行妨害等容疑で逮捕され長期勾留が続いている事案に関する質問主意書（仲里利信提出）

ＪＲＡの広告と売上げに関する質問主意書（初鹿明博提出）

いわゆる共謀罪と東京五輪の関係に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

高齢者の定義等に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

閣僚の虚偽答弁に関する質問主意書（大西健介提出）

報告書受領

一月二十四日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十八年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書

又同日国と地方の協議の場議長菅義偉から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十八年度第三回）における協議の概要に関する報告書

参議院

議事日程

一月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

平成二十九年一月二十五日（水曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

質問主意書提出

一月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一三号）

藤本健二氏の消息に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一四号）

国連安保理決議第二千三百二十一号に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一五号）

報告書受領

一月二十四日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十八年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

また、同日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十八年度第三回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　大江　博

外務省に出向させる

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部首席交渉官を免ずる

（同）同　宮内　豊

財務省に出向させる

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部国内調整総括官を免ずる

（総務省大臣官房付）総務事務官　長屋　聡

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房統計改革推進室長を命ずる